

令和6年 農地の賃借料情報

農地法第52条の規定により、農業委員会から、実勢の賃借料に関する情報を提供するものです。

令和6年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借水準(10a当り)は、以下のとおりとなっております。実際の契約にあたっては、貸し手・借り手の両者でよく協議したうえで決定してください。

◎賃借件数

区分	筆数			
	田		畑	
	賃貸借	使用貸借	賃貸借	使用貸借
個人	6	42	6	14
法人	13	57	4	11
合計	19	99	10	25
総合計	118		35	

◎賃貸借による賃借金額等

田の部

(単位:円/10a・年、件)

	平均額	最高額	最低額	筆数
個人	3,000	6,000	2,000	6
法人	9,384	10,000	6,000	13
全体	7,368	10,000	6,000	19

畑の部

(単位:円/10a・年、件)

	平均額	最高額	最低額	筆数
個人	4,333	5,000	3,000	6
法人	4,500	5,000	3,000	4
全体	4,400	5,000	3,000	10

※ 法人は、村外の法人並びに公益法人も含みます。

※ 使用貸借は、無償による貸し借りです。

※ 令和6年における全ての貸し借りの約81.1%が無償の貸し借りです。